

社会福祉法人須崎市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人須崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事・監事・評議員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊を含む。）、及び手数料等の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 会長・副会長の報酬を次のとおり定める。

- | | | | |
|----------|----|------------|---------------|
| (1) 会長 | 年額 | 300,000円 | (月額 25,000円) |
| (2) 副会長 | 年額 | 120,000円 | (月額 10,000円) |
| (3) 常務理事 | 年額 | 2,580,000円 | (月額 215,000円) |
| (4) 理事 | 日額 | 5,000円 | |
| (5) 監事 | 日額 | 5,000円 | |
| (6) 評議員 | 日額 | 5,000円 | |

(報酬の支給等)

第4条 会長・副会長の報酬の支給は月額とし、その支給日は毎月21日その月の報酬を支給する。ただし、年度途中任期満了、辞任、失業によりその職を離れたときは、その当日まで月割をもって支給する。

2 常務理事の報酬の支給は月額とし、その支給日は毎月21日その月の報酬を支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に支給する。

3 前条(4)(5)(6)の日額により定める、役員等の報酬については、出席日数に応じてその都度支給する。

4 報酬の支給は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 報酬は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その支払う報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、役員会又は評議員会、その他の会議等に法人業務として出席した場合、又は出張した場合には、費用弁償を社会福祉法人須崎市社会福祉協議会の役員及び職員の旅費に関する規程により支給する。

2 須崎市一般職員が前条に定める役員等に就任した場合は、費用弁償を支給しないものとする。

3 旅費の算出基地は、会長・副会長及び役員等にあつては住所地とする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めないものについては、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

須崎市社会福祉協議会の事業推進する 各種委員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定めのあるもののほか、社会福祉法人須崎市社会福祉協議会「以下（本会）という。」の事業推進にあたって、各種委員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償等)

第2条 各種委員等の報酬及び費用弁償は、日当及び交通費とし、別表のとおり定める。

2 各種委員等が事業推進用務のために旅行するとき又は法人業務に必要な会議に出席するために旅行したときは、須崎市社会福祉協議会の役員及び職員の旅費に関する規程（以下「旅費規程」）により支給する。

(支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償は、出席した日数に応じて、その都度支給する。

2 須崎市一般職員及び行政職員が前条に定める各種委員等に就任した場合は、報酬及び費用弁償を支給しないものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給方法については、旅費規程による。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

別 表

委員名	日当 (円)	交通費	委員名	日当 (円)	交通費
地域福祉委員	2,000	キロメ- トル× 2 9 円及び 実費	社会福祉大会実行委員	4,000	キロメ- トル× 2 9 円及び 実費
生活福祉資金審査委員	2,000		評議員選任・解任委員	5,000	
地域福活動動計画 策定委員	3,000		第三者委員	3,000	
社会福祉協議会経営 基盤強化計画策定	3,000		相談員	3,000	
広報委員会委員	3,000		その他の委員	3,000	